

## 権利変動届出書

年 月 日

権利者	ふりがな	〒						
	住所							
	生年月日	令和	平成	昭和	大正	明治	性別	
		年	月	日				
	ふりがな	(印)					電話	
土地所有者	住所	〒						
	生年月日	令和	平成	昭和	大正	明治	性別	
			年	月	日			
	氏名	(印)					電話	

会津都市計画事業扇町土地区画整理事業

施行者 会津若松市

代表者 会津若松市長 室井 照平 様

次表の土地について 年 月 日申告に係る \_\_\_\_\_ 権について、  
 移転  
 下記のとおり 変更 がありましたので届け出ます。  
 消滅

年 月 日 登記簿登記事項								
町	大字	字	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	摘要	所有者の住所及び氏名	記事

### 記

区分	地番	地積 (m <sup>2</sup> )	変動年月日	権利者氏名	摘要
			年 月 日		

### 備考

- 1 届け出に係る権利の目的である権利が土地所有権以外の権利である場合は、「土地所有者」を「届け出に係る権利の目的である権利所有者」と書き換えて使用してください。
- 2 権利の移転の場合は、「権利者」欄を「新権利者」に、また「所有者」欄を、「旧権利者」と書き換えて使用してください。
- 3 土地所有者が連署せず、権利を証する書面を添えて届け出る場合は、「土地所有者」欄は記載しないでください。
- 4 借地権以外の権利に関する変動届けの場合は、「生年月日」及び「性別」は記載しないでください。
- 5 権利者又は土地所有者が法人である場合は、「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」「性別」欄は記載しないでください。
- 6 土地が法第100条の2の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合にあっては、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないでください。

見取図 裏面

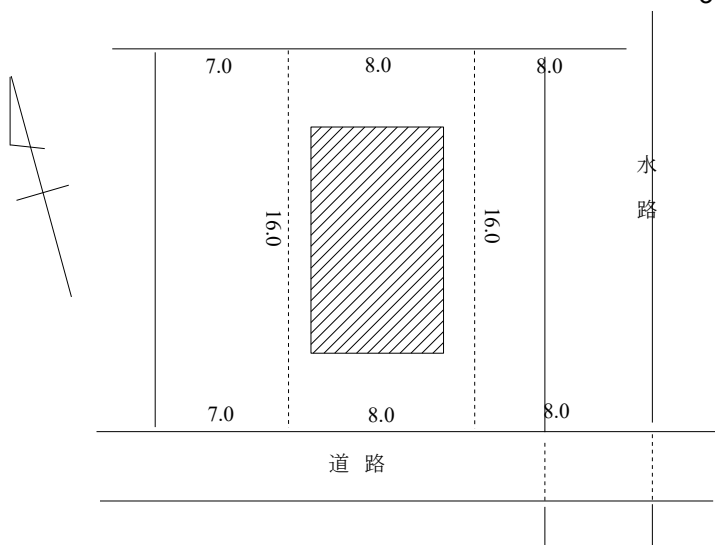
(裏)

## 権利部分の位置見取図

(権利部分の位置見取図についての注意)

- 1 権利が1筆の土地の全部のときは、見取図は必要ありません。
- 2 権利が1筆の土地の一部であるときは、その借地権の目的となっている部分の位置を明らかにするために、見取図に次の事項を記載してください。
  - (1) 権利の目的となっている土地の1筆全部と、これに接する道路、水路等
  - (2) 権利の目的となっている部分の周囲の長さ、筆界からの距離
  - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときには、その位置及び形状
  - (4) 方位

(記載例)



- 3 権利が2筆以上の土地にまたがる場合は、各筆ごとに権利の目的となっている部分の周囲の長さ、筆界からの距離を記載してください。

## 権利変動届出書

年 月 日

権利者	ふりがな	〒						
	住所							
	生年月日	令和	平成	昭和	大正	明治	性別	
		年	月	日				
	ふりがな	(印)					電話	
土地所有者	住所	〒						
	生年月日	令和	平成	昭和	大正	明治	性別	
			年	月	日			
	氏名	(印)					電話	

会津都市計画事業扇町土地区画整理事業

施行者 会津若松市

代表者 会津若松市長 室井 照平 様

次表の土地について 年 月 日申告に係る 借地権について、  
 移転  
 下記のとおり 変更 がありましたので届け出ます。  
 消滅

年 月 日 登記簿登記事項								
町	大字	字	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	摘要	所有者の住所及び氏名	記事

### 記

区分	地番	地積 (m <sup>2</sup> )	変動年月日	権利者氏名	摘要
			年 月 日		

### 備考

- 1 届け出に係る権利の目的である権利が土地所有権以外の権利である場合は、「土地所有者」を「届け出に係る権利の目的である権利所有者」と書き換えて使用してください。
- 2 権利の移転の場合は、「権利者」欄を「新権利者」に、また「所有者」欄を、「旧権利者」と書き換えて使用してください。
- 3 土地所有者が連署せず、権利を証する書面を添えて届け出る場合は、「土地所有者」欄は記載しないでください。
- 4 借地権以外の権利に関する変動届けの場合は、「生年月日」及び「性別」は記載しないでください。
- 5 権利者又は土地所有者が法人である場合は、「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」「性別」欄は記載しないでください。
- 6 土地が法第100条の2の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合にあっては、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないでください。

見取図 裏面

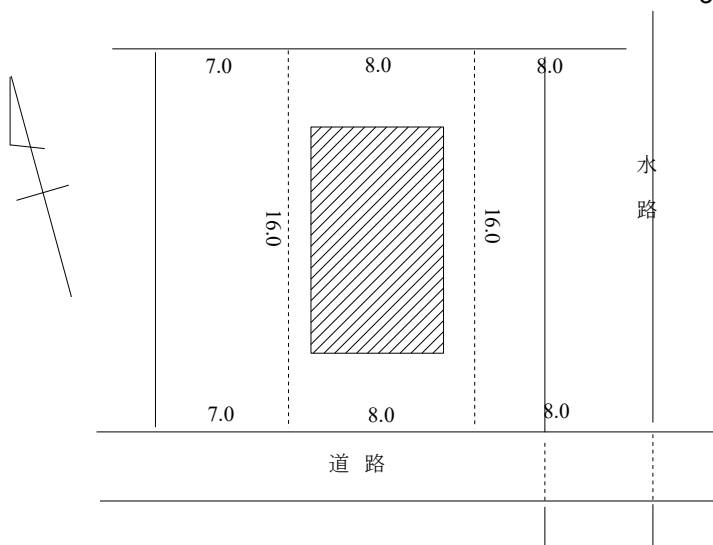
(裏)

## 権利部分の位置見取図

(権利部分の位置見取図についての注意)

- 1 権利が1筆の土地の全部のときは、見取図は必要ありません。
- 2 権利が1筆の土地の一部であるときは、その借地権の目的となっている部分の位置を明らかにするために、見取図に次の事項を記載してください。
  - (1) 権利の目的となっている土地の1筆全部と、これに接する道路、水路等
  - (2) 権利の目的となっている部分の周囲の長さで筆界からの距離
  - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときには、その位置及び形状
  - (4) 方位

(記載例)



- 3 権利が2筆以上の土地にまたがる場合は、各筆ごとに権利の目的となっている部分の周囲の長さで筆界からの距離を記載してください。